

平成20年11月5日

# 特許微生物寄託制度について

## 微生物関連発明とは

審査基準では、微生物及び微生物関連発明を次のように定義している。

•**微生物**とは、酵母、カビ、キノコ、細菌、放線菌、単細胞藻類、ウイルス、原生動物などを意味し、さらには、動物又は植物の分化していない細胞及び組織培養物も含まれる。

•**微生物関連発明**とは、微生物自体の発明、微生物の利用に関する発明などである。

(微生物の利用に関する発明には、公知微生物の利用方法を発見したことに基づく発明も含まれる。)

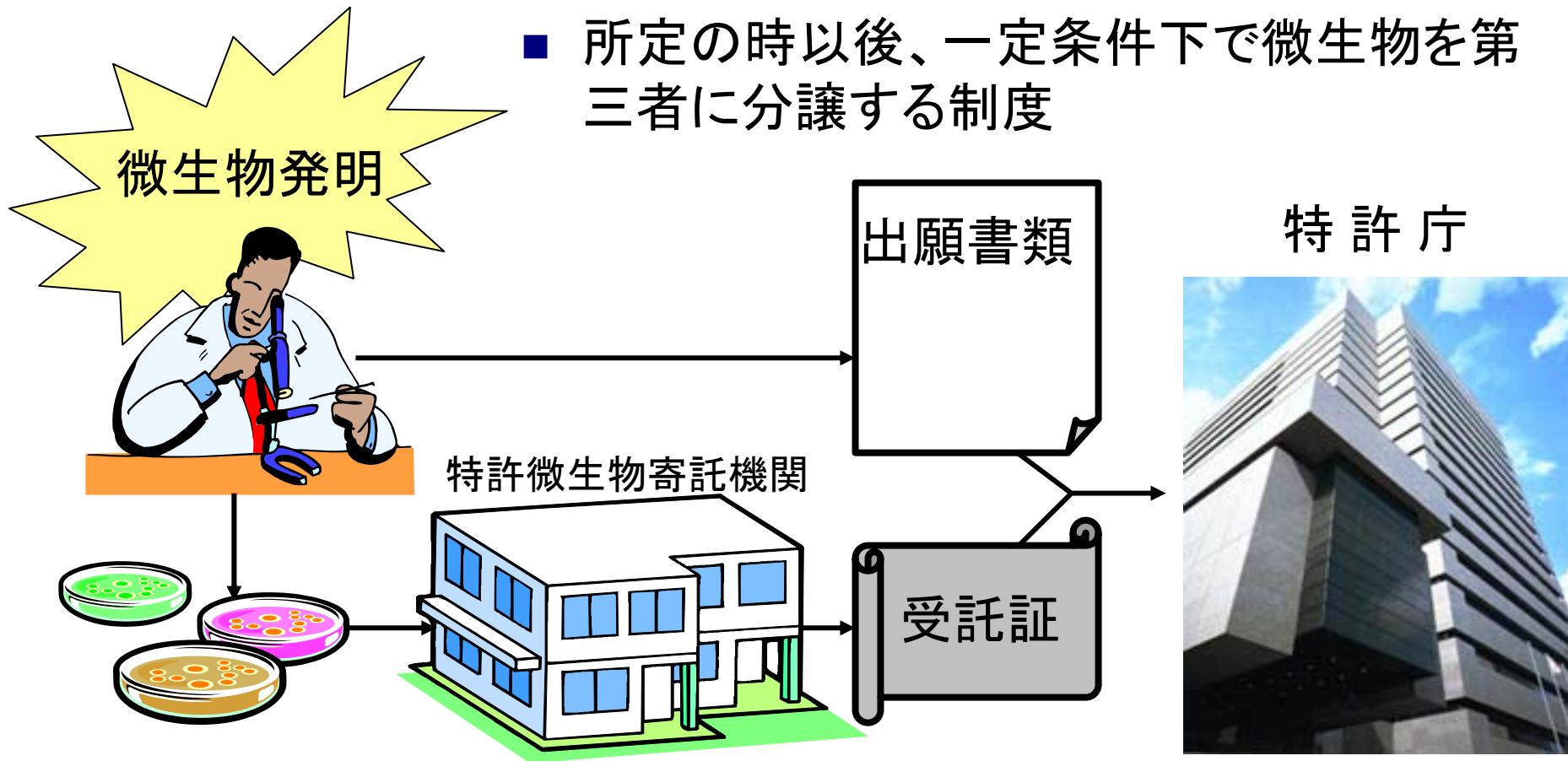
(審査基準第VII部第2章「生物関連発明」2. 参照。)

## 微生物の寄託について

微生物に係る発明について特許出願をしようとする者は、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその微生物を容易に入手することができる場合を除き、その微生物の寄託について特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約（以下この条において「条約」という。）第二条(viii)の国際寄託当局の交付する条約に基づく規則第七規則の受託証のうち最新のものの写し又は特許庁長官の指定する機関にその微生物を寄託したことを証明する書面を願書に添付しなければならない。（特許法施行規則第27条の2第1項）

## 微生物の寄託・分譲制度とは

- 微生物(動植物細胞等を含む)に係る発明について特許出願する際に、微生物を所定の機関へ寄託する制度
- 所定の時以後、一定条件下で微生物を第三者に分譲する制度



(審査基準第VII部第2章「生物関連発明」5. 参照。)

## 特許庁長官の指定する寄託機関

(平成20年11月5日現在)

### 産業技術総合研究所 特許生物寄託センター

International Patent Organism Depository  
(IPOD)

<http://unit.aist.go.jp/ipod/>

### 製品評価技術基盤機構 特許微生物寄託センター

NITE Patent Microorganism Depository (NPMD)

<http://www.nbrc.nite.go.jp/npmd/>

## 特許庁長官の指定する寄託機関に寄託可能なものの・不可能なもの

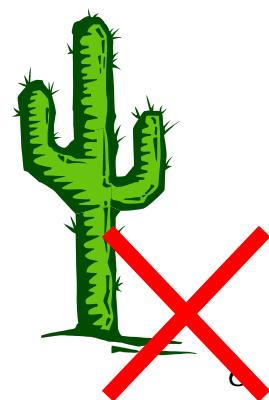
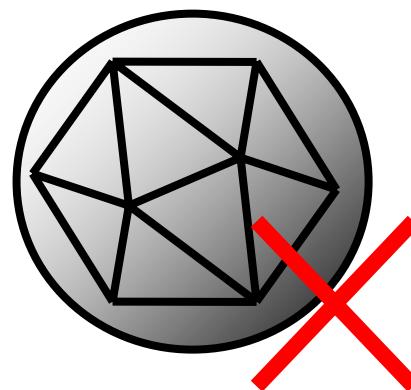
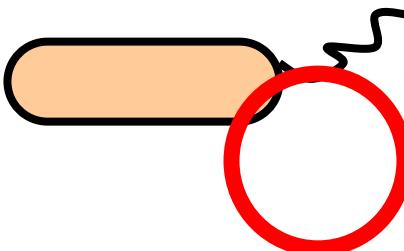
特許庁長官指定の寄託機関に寄託できる生物には制限がある。

- かび・酵母・細菌・放線菌・プラスミド(単独)・動物細胞・受精卵(胚)・植物培養細胞・種子・微細藻類・原生動物は寄託可能(寄託機関によって異なる。)
- 生物によっては、上記寄託機関への寄託が不可能なものもある。

寄託不可能なもの例<sup>(注)</sup>:

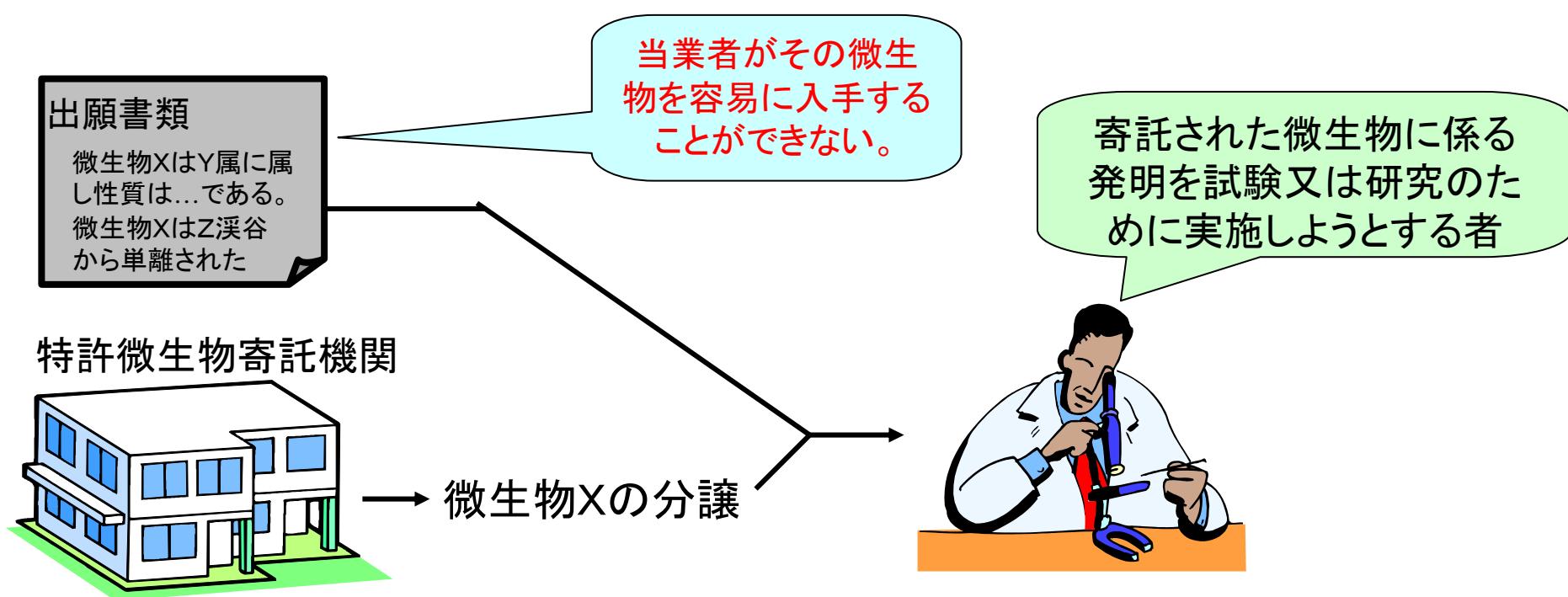
動物ウイルス、植物ウイルス、動物個体、植物個体  
病原性レベルの高いもの

(注)詳しくは上記寄託機関のHP参照



## 微生物の試料の分譲(1)

寄託された微生物に係る発明を試験又は研究のために実施しようとする者は、…その微生物の試料の分譲を受けることができる。(特許法施行規則第27条の3第1項)



(審査基準第VII部第2章「生物関連発明」5. 1参照。)

## 微生物の試料の分譲(2)

特許法施行規則第27条の3第1項の規定により、寄託された微生物に係る発明を試験又は研究のために実施しようとする者が、微生物の試料の分譲を受けることができる場合は限られている。

例えば、その微生物に係る発明についての特許権の設定の登録があったときに分譲を受けることができる。

微生物の試料の分譲を受けた者は、その微生物の試料を第三者に利用させてはならない（特許法施行規則第27条の3第2項）。